

有料職業紹介手数料表

類型	サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
共通	求人受理時の事務費用	無料
一般 登録型	求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の 就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 30% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 30% 手数料負担者は 求人者 とします。
	求人者の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、 より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 30% 手数料負担者は 求人者 とします。
サーチ /スカ ウト型	特定の条件による特別の 求職者の 開拓やそのための 調査・探索	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の 就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 30% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 30% 手数料負担者は 求人者 とします。
再就職 支援型	求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の 就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 30% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 30% 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※ 職業紹介料は手数料を徴収いたしません。

◇返戻金制度について

職業紹介事業に係る手数料の払戻金制度は、紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還します。

なお、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

1 ヶ月以内の場合 80%

3 ヶ月以内の場合 50%

許可番号 : 20-ユ-300082
事業所の名称 : 株式会社 サメルーリオ
事業所の所在 : 〒390-0817 長野県松本市中上5-47

梅丸ハウス1階

